**平成27年度 第6回　機械流通委員会の結果について**

**開催日時　　平成28年3月8日（火）午後2時00分から**

**開催場所　　東北遊技機商業協同組合　会議室**

**第１号議案　全商協合同勉強会開催に関する件について**

**平成28年2月17日(木)に、ホテル日航大阪において全商協合同勉強会が開催され、当組合より髙橋理事長･永山機械流通委員長･山内機械流通副委員長が出席された。**

**１、製造業者遊技機流通健全化要綱並びに遊技機製造業者の業務委託に関する規程等について**

**製造業者遊技機流通健全化要綱と遊技機製造業者の業務委託に関する規程についての議題が提示され、2月3日に開催された機械流通委員会で協議されたもの以外に全商協として検討が必要なものがあれば提案をしてほしいとのことだったが、新たな質問等はなかった。**

**業務委託について、日工組へ全商協に任せてほしいと願ったが、個別の案件であるとの回答である。**

**続いて、新台納品立会い時と部品交換後の点検確認の委託業務における料金について、東遊商が作成した資料を元に、2月17日の全商協組織委員会で中村会長から説明があった内容（基本料金は20,000円（1案件につき）、同日で2メーカーの場合は1社15,000円、3メーカー以上では1社10,000円、確認料1台あたり1,000円、交通費実費等）の詳細について、全商協機械流通委員長から説明があった。**

**販社として業務委託を受けるにあたり最低限必要な人件費等を捻出するための再考案として提示されたもので、全商協としてこの再考案を採用することが決定した。**

**この内容をもって中村会長が2月18日に日工組及び日電協の会議に持ち込み、回胴遊商とともに相談をしてくる事となった。また、基本料金は、新台納品時の立ち会い、部品交換後の点検確認ともに同じです。**

**本件に対して、以下の質問が挙がった。**

**Q1.交通費がメーカー数で割り切れない数字になったらどうするのか･･･**

**都度対応で、メーカー単位で割るようにしてもらいたい。**

**Q2.納品設置も行うのか･･･ぱちんこ機は納品設置後の確認作業であり、納　品作業は別である。**

**２、回収リストに掲載された遊技機の対応について**

**全商協機械流通委員長から、2月10日の回収リスト発表後にトラブルが無かったか確認があった。これに対し、関西遊商から販社やホールが知る前に、行政から申請を取り下げるよういきなり言われて混乱したとの報告があった。これについて、全商協機械流通委員長から2度目からは、改善していただくよう日工組に依頼するということだった。**

**本件に対して、以下の質問が挙がった。**

**Q1.所轄警察署から、ルパン三世でスペック違いの機械まで取り下げるように言われたのだが、どうすればよいか･･･東京でも、スペック違いを指摘されたが、担当者に説明をしたら問題無しということだったので、県遊協から所轄警察署に説明をしてもらえばよいのではないか。**

**Q2.認定申請中にリストが出て不認定になった場合どうするのか･･･実務費については、実際に赴き検査をしているので、返すことはないが、打刻書類が返却され、確認証紙を剥離し、組合に提出された場合は、書類代と証紙代を返金したらどうか。また、認定通知書を受理したら返金しなくてもよいのではないか。**

**また、今件に関して当組合事務局より2月度分のキャンセル申請数の報告があった。**

**３、伊勢志摩サミット開催時における自粛について（3月1日通知発出済み。）**

**全商協機械流通委員長から、全日遊連発第383号「伊勢志摩サミット開催に伴う遊技機の入替自粛の実施についてご協力のお願い」について説明があった。部品等の交換は除くとあるが、各都道府県の対応がまだ決定していないところもあるので、各県遊協に確認できたら全商協に報告してもらい、全商協事務局が全国の一覧を作成し、各地区に配布することになった。**

**４、その他**

**（１）九州遊商で実施予定の決済代行について**

**九州遊商で、4月から実施予定の決済代行について説明があり、本日の組織委員会でも承認されたと報告があった。九州遊商の組合員が買主となる場合、決済代行利用の要請が九州遊商から、他地区組合員に連絡があるかもしれません。基本的には、あくまでも任意で行うものです。(九州遊商組合員が買う場合である。また、物の不具合については個々での対応である。)**

**関西遊商から、ピーセンサーとの比較で支払処理はどうなっているかと質問があった。これに対して、九州遊商から、組合が営業している時間内での対応なので、処理がピーセンサーに比べ1日遅れる可能性がある。早さを望むならピーセンサーを使えばいいが、組合の方が信頼性は高いのではないかと説明があった。(ピーセンサーを利用していれば、この決済代行を使うことはないかと思われる。)**

**（２）東遊商で検討している遊技機取扱主任者資格の受講に関する規程の提案について**

**全商協機械流通委員長から、東遊商で検討している取扱主任者資格の受講に関する規程の制定について説明があり、受講申し込みは、販社に所属する正社員に限るとする規程を制定する準備をしているとの説明があった。山本副会長からは、全商協組合員の主任者を使うよう日工組に働きかけるべきだと意見が出た。全商協機械流通委員長から、本件は、全商協として意思統一を行うべき課題だと考えていると発言があった。**

**山本副会長から、ホール1万店舗が全て主任者資格をとって、その内にルールが軽くなり、ホールの主任者なら全て点検できるとなると、販社の仕事が無くなるので、日遊協に働きかけるべきだと意見があがった。これに対し、全商協機械流通委員長からも、買った人間が点検することに意味が無いと思っているので、会長、副会長から日遊協へ説明をしてもらう事となった。**

**（３）サンセイアールアンドディの遊技機枠のシール偽造について**

**草加副会長より、関西と九州でサンセイアールアンドディの遊技機枠のシール偽造について、実機を用いて説明があった。**

**今後は、新台の保証書発給時にも、しっかりと実機を確認するよう厳重注意しているとのことであった。本件は、色々なところから漏れ聞いているが、風評にならないよう、情報をしっかりと事実確認してもらいたいと要望があった。**

**第２号議案　中古移動及び認定申請における保証書の改正について**

**（東北遊商発第24号にて2月25日に発出済み）**

**「保証書」の一部改正について**

**①　「中古移動遊技機」と、「認定遊技機」の保証書が1枚に統合される。**

**②　施行日、平成28年4月1日**

**③　保証書の日付けが、平成28年4月1日以降のものから、新様式(統合)適用**

**④　新様式作成ソフトについて、各地区遊商においてテストを行っており、再改定版の意見報告を3月9日(水)に行う**

**近日、QR書類作成ソフト「バージョン1.4.0」としてリリース**

* **新旧対象表及び新様式は別添**

**改正にあたり「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」も変更される。**

**また、認定の保証書は、認定実施要領に規定されているべきところを要綱第12条第2項に基づく保証書であると条文改正するため、認定実施要領の別記様式ではないということを明確にするため、認定の保証書を印刷時には、別記様式第1号（要綱第12条第2項）と印字される。**

**第３号議案　日遊協取扱主任者の規程一部改正について**

**（東北遊商発第30号にて3月2日に発出済み）**

**遊技機製造業者の業務委託に関する規程の制定に伴い、遊技機取扱主任者に関する規程を改正し、平成28年4月1日に施行される。**

**○　規程改正の趣旨と要点**

**1、規程改正の趣旨**

**遊技機製造業者の業務委託に関する規程が制定され遊技機取扱主任者が行うこととされた業務が規定されたことから、遊技機取扱主任者の業務と、この業務に関する処分を新たに規定するものである。**

**2、規程改正の要点**

**①　第11条(遊技機取扱主任者の業務)に、上記遊技機製造業者の業務委託に関する規程が制定されたことに基づき、新たに遊技機取扱主任者が行うこととされた業務を加えた。**

**②　第15条(遊技機取扱主任者の認定の取消し及び効力の停止)に、新たに上記①の業務を適正に行わない場合の処分を追加規定した。**

* **新遊技機取扱主任者に関する規程は別添**

**第４号議案　型式毎の中古遊技機の在庫状況の調査依頼について**

**高射幸性遊技機リストに記載された型式遊技機、及び確率が320分の1以下(新内規の機種や甘デジ等)の型式遊技機を、当組合員が所有している当該遊技機の在庫状況について2月29日に調査依頼を行った結果報告がされた。**

**結果は、①高射幸性遊技機リスト掲載分の保有数は58機種･702台、②320分の1以下の型式遊技機の保有数は268機種･890台であった。**

**第５号議案　遊技機梱包用ビニール袋に関する件について**

**（1）他業者製造のビニール袋サンプルについて**

**サンプル袋を試用していただいた第一遊機･廣村商事･東栄商事の3社からの意見報告を、全商協へ2月29日に行った。結果としては、①のりしろシールの貼り付きが悪い、②素材が薄く感じる等により不可との回答を行った。**

**（2）セキュリティシール注文書一部改正について**

**事務管理上、注文書の一部改正を了承された。**

**（3）使用不可となった遊技機保全ビニール袋の配布について**

**中古流通業務に使用不可となった、㈱サンセイアールアンドディ社製「CR牙狼金色になれXX」専用ビニール袋970枚を、希望があった10社に配布を行った。**

**第６号議案　その他**

**身分証明書発行に伴う申請物「保険証」について**

**現在、身分証明書発行に伴う申請物として、「社会保険証」または「雇用保険証」としている。**

**他の地区遊商及び回胴遊商の申請条件を確認**

**した結果は、社会保険証のみである。毎年6月に全中古取扱販社より取扱誓約書･従業員名簿･保険書等の提出をいただいており、今回は社会保険証の提出を促し、それでも雇用保険証を提出された販社には事務局より社会保険へ加入しているか否かの確認をしていただく。**

**提出状況を、7月に開催する機械流通委員会時において確認し、委員会としての意見をまとめ理事会へ上程する。委員会開催時の議案内容は、社会保険証のみに変更するか否か、及び変更となった場合、雇用保険証提出の販社に対しては本年12月中迄に社会保険に加入していただき社会保険証を提出していただく件について審議をする。**

**以上**